

○ 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）
（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 第十六条及び第十七条 削除</p>	<p>附則 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置） 第十六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日が第二条の規定の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（別表第十八号の規定の適用については、同号中「第十八条」とあるのは「第五十六条」と、「第二十三条後段」とあるのは「第六十条後段」とする。） 第十七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が第四条の規定の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（別表第二十一号の規定の適用については、同号中「第二十四条」とあるのは「第六十一条」と、「第二十八条後段」とあるのは「第六十五条後段」とする。）</p>

○ 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百十号）
（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p> <p>第二条及び第三条 削除</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置） 第二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（別表第二十九号の規定の適用については、同号中「若しくは第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）」とあるのは、「第三十一条の二（銃砲弾の無許可製造）」若しくは第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の</p>